第2章 計画策定の社会的背景

第2章 計画策定の社会的背景

【1】男女共同参画の動向

1 国際社会の動き

令和6 (2024) 年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数*」では、我が国は146 か国中118 位と、前年の125 位よりやや順位が上がったものの、依然としてOECD加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【 ジェンダー・ギャップ指数 】

(146 か国中の順位)	総合スコア	経済	教育	健康	政治		
アイスランド(1位)	0.935	0.815	0.992	0.962	0.972		
フィンランド(2位)	0.875	0.797	1.000	0.970	0.734		
ノルウェー(3位)	0.875	0.799	0.993	0.962	0.746		
ドイツ(7位)	0.810	0.676	0.987	0.972	0.605		
<u> </u>							
英国(14位)	0.789	0.717	1.000	0.966	0.474		
南アフリカ共和国(18位)	0.785	0.653	0.997	0.979	0.513		
<u> </u>	ı	ı					
フランス(22 位)	0.781	0.726	1.000	0.970	0.428		
フィリピン(25 位)	0.779	0.775	1.000	0.968	0.373		
<u> </u>		. =			1		
カナダ(36 位)	0.761	0.746	0.996	0.968	0.334		
↓ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	0.747	0.705	1 000	0.070	0.051		
米国(43位)	0.747	0.765	1.000	0.970	0.251		
シンガポール(48 位)	0.744	0.779	0.994	0.971	0.230		
→ ブラジル(70 位)	0.716	0.667	0.996	0.980	0.220		
ベトナム(72位)	0.715	0.751	0.992	0.947	0.168		
↓ ↓							
イタリア(87位)	0.703	0.608	0.996	0.967	0.243		
\							
韓国(94位)	0.696	0.605	0.980	0.976	0.223		
インドネシア(100 位)	0.686	0.667	0.971	0.970	0.138		
<u> </u>							
中国(106位)	0.684	0.738	0.934	0.940	0.123		
\downarrow							
日本(118位)	0.663	0.568	0.993	0.973	0.118		
↓							
スーダン(146 位)	0.568	0.337	0.940	0.965	0.030		

資料: Global Gender Gap Report 2024

[※] スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和2(2020)年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~」が閣議決定されました。

この計画においては、指導的地位に女性が占める割合が低い要因として、政治分野や経済分野における取組の進展が不十分であることに加え、社会全体における「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」の存在が指摘されています。さらに、配偶者等からの暴力や女性の雇用、所得への影響など、配慮を必要とする女性への支援をはじめ、年齢や国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性の自己認識)に関する課題の解決も含め、多様な全ての人が幸福を感じることができる社会の実現を目指すとしています。

【 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、 活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包 摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【 基本的な視点及び取り組むべき事項 】

- ・ あらゆる分野における、男女共同参画・女性活躍の視点の常時確保と施策への反映
- ・ 指導的地位に占める女性の割合を、<u>2020 年代の可能な限り早期に 30%程度</u>となるよう目指すこと
- ・男女共同参画や<u>女性活躍の視点</u>を企業組織のみならず、家庭や地域などの<u>生活の場全</u> <u>体</u>に広げること
- ・ 人生 100 年時代を見据えた取組
- ・ <u>A I や I O T 等の科学技術の発展に男女が共に寄与</u>すること、その発展が男女共同参画に資する形で進むこと
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
- ・ 女性が安心して暮らせるための環境の整備
- ・ 男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透
- ・ 地域における様々な主体が連携・協働する推進体制のより一層の強化
- ・ 男女共同参画社会の形成を牽引する人材の育成

(2) 女性版骨太の方針2024の策定

令和6(2024)年6月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」 及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女 性版骨太の方針2024)」が策定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、企業や地域における女性活躍、男女共同参画推進のリーダーや担い手の育成及び専門性の向上など「人材の育成」を軸とした取組を進めるとともに、令和6 (2024) 年に発生した能登半島地震及び豪雨災害における現状等を踏まえ、防災分野における女性の参画拡大等を一層推進することとしています。また、地域における女性活躍、男女共同参画の推進において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、啓発に取り組むとしています。

【 女性活躍・男女共同参画の重点方針の取組体系 】

- I 企業等における女性活躍の一層の推進
- Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進
- Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現
- IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*の改正

令和3(2021)年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を 改正する法律(令和3年法律第67号)」が施行されました。

我が国において、政治分野への女性の参画は進められているものの、諸外国に比べ大きく遅れていることや性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が必要である、といった社会的背景を踏まえ、この改正では、政党その他の政治団体、国、地方公共団体において、男女の候補者数の目標設定をはじめ、候補者の選定方法、セクシュアルハラスメント対策の明記等が定められました。

【 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要(要旨) 】

- 1 政党その他の政治団体の取組の促進
- ・ 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
- ・ 各種ハラスメント対策 等
- 2 国・地方公共団体の施策の強化
- ・ 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
- ・ 人材の育成 等
- 3 関係機関の明示
- 4 国・地方公共団体の責務等の強化

(4)育児・介護休業法*の改正

令和6 (2024) 年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるようにするため、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況の公表義務の対象の拡大、次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとしています。

【 「育児・介護休業法」改正の概要(要旨) 】

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
 - ※ 平成3年法律第76号

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6 (2024) 年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたって、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の、福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

【 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念(要旨) 】

- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及び その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、そ の福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立し て生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(6)性の多様性に関する法律

令和5 (2023) 年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)」が施行されました。この法律は、 性的指向及びジェンダーアイデンティティ(性の自己認識)の多様性に関する国民の理解 が必ずしも十分でない現状を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性 に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計 画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティ ティの多様性に寛容な社会の実現をその目的としています。

【 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念 】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(7) 災害対応力を強化する女性の視点

令和2 (2020) 年5月、国においては「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を定め、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された、女性の視点からの災害対応を見据えた施策の展開を図っています。

【 「災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン~」の基本方針 】

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- 3 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- 6 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- 7 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

3 広島県の動き

(1) わたしらしい生き方応援プランひろしま(広島県男女共同参画基本計画(第5次)) 広島県においては、令和2 (2020) 年度に「わたしらしい生き方応援プランひろしま(広島県男女共同参画基本計画(第5次)」(以下「第5次計画」という。)が策定されました。この「第5次計画」が策定される前の「第4次計画」期間においては「環境づくり(しっかりした環境をつくる)」「人づくり(実践する人をつくる)」「安心づくり(私たちが安心して暮らすことができる社会を創る)」という3つの視点で施策が展開されてきました。しかし、管理職など指導的立場に占める女性の割合の伸び悩みや性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性の自己認識)についての新しい社会の動きをはじめ、デジタル技術の進展等による多様な働き方への変化、DV被害や困難な生活状況にある人に対する支援など、解決すべき課題も多様化してきました。

そのような社会的背景を踏まえ「第5次計画」では、新たに「仕事と暮らしの充実」「男 女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備」という4つの領域 を定め、5年後の「目指す姿」を見据えながら施策の展開を図る構成に見直されました。

「第5次計画」では、次ページの表のような施策体系で「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す将来像と定めて、様々な取組を進めることとしています。

【 広島県男女共同参画基本計画(第5次)の施策体系 】

特に注力するポイント

- 1 性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり
- 2 性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革
- 3 性の多様性の尊重と県民理解の促進

広島県が目指す将来像

性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、 その個性と能力を十分に発揮し、 社会のあらゆる分野において共に参画し、 責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現

	領域	基本となる施策の方向
		1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる 環境づくり
I	仕事と暮らしの充実	2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
		3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現
П	男女双方の意識改革	1 性差に係る固定的な意識の解消
ш	万文从月	2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
ш	安心して暮らせる環境	1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援
の整備	の整備	2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自 認に関わらず安心して暮らせる環境づくり
IV 推進体	# <i>`</i> #\#\#\#\#	1 市町や様々な団体等との連携強化
	推進体制の整備等	2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程におけ る多様な意見の反映

(2) ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)

令和3 (2021) 年3月に、広島県において「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」が策定されました。この計画は「DV防止法」や社会情勢の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の取組の方向について示すとともに、県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す計画です。

【 ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)の施策体系 】

特に注力していく施策の方向等

- (1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保
- (2) 若年層からの教育・啓発の充実
- (3) 地域での暴力被害の早期発見・相談
- (4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

広島県が目指す社会像

県民に暴力を認めない意識が浸透し、 誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、 心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

施策の柱	項目
I DV・児童虐待の総合的 な支援	1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保
Ⅱ 配偶者等への暴力の未	1 若年層からの教育・啓発の充実
然防止	2 DV防止に向けた啓発の推進
Ⅲ DVを見逃さない、相談 しやすい環境の整備	1 地域での暴力被害の早期発見・相談
	1 保護体制の強化による安全・安心の確保
IV 被害者の安全・安心の確 保と自立支援の推進	2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り
	3 加害者対応に向けた取組の充実

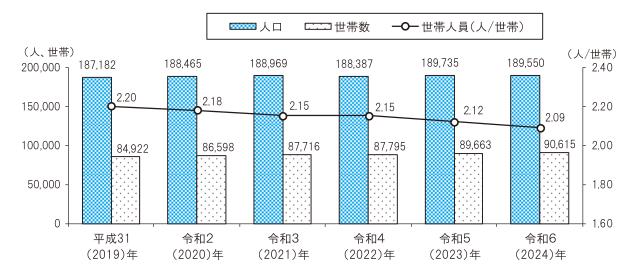
【2】東広島市の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の動き

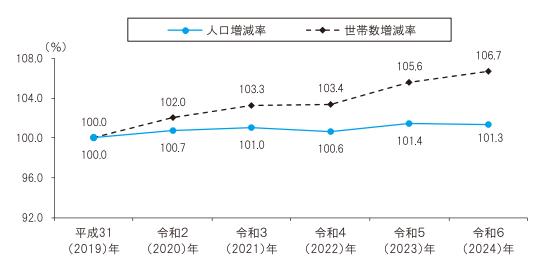
(1)人口と世帯数の推移

本市の人口は、おおむね横ばいで推移しており、令和6 (2024) 年3月現在189,550 人となっています。世帯数は増加傾向にあり、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31 (2019) 年の2.20 人から令和6 (2024) 年で2.09 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



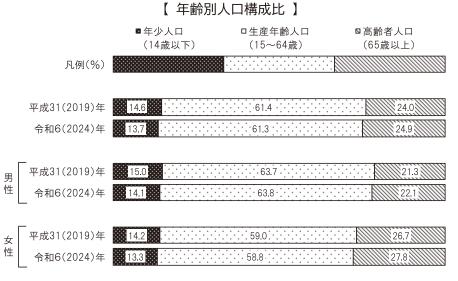
注:増減率は、平成31(2019)年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2)年齢別人口構成

本市の年齢別人口をみると、令和6(2024)年では「年少人口(14歳以下)」の割合が 13.7%、「生産年齢人口(15~64歳)」が61.3%、「高齢者人口(65歳以上)」が24.9%と なっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成31(2019)年の24.0%から令和6(2024)年で 24.9%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口 は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

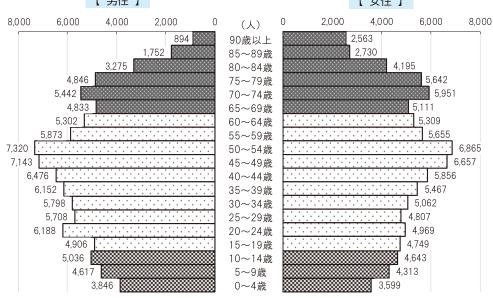


注:集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。 (以下同様)

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

年齢を5歳階級別でみると、男女共に50代前半の「団塊ジュニア層」及びその親世代 である 70 代のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっていま す。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢5歳階級別人口(人口ピラミッド) 】 【 男性 】 【女性】 6.000 4.000 2,000 2000 4.000 0 (人)



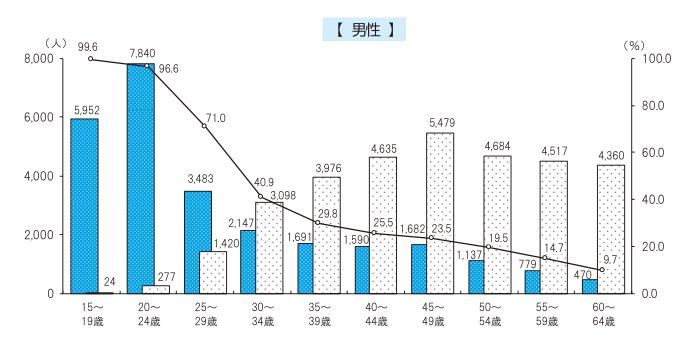
資料:住民基本台帳(令和6(2024)年3月末日現在)

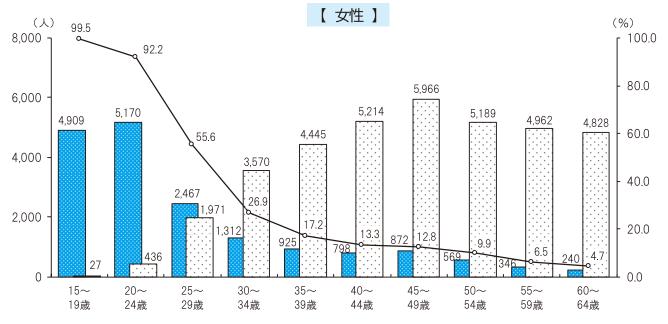
(3)婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が 既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻 の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数 を大きく上回っています。

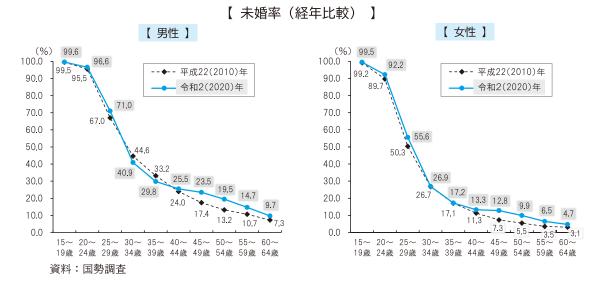
【 年齢別未既婚者数と未婚率 】







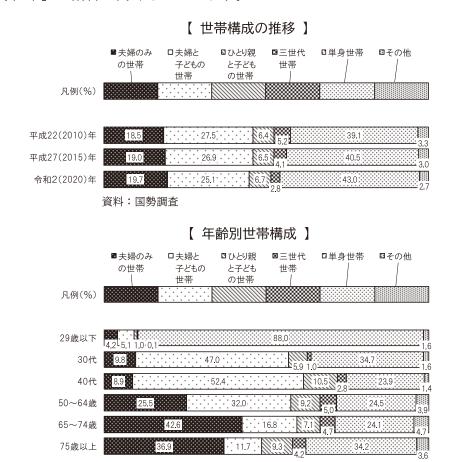
令和2 (2020) 年における本市の未婚率は、平成22 (2010) 年に比べ、男女共に増加しています。



(4)世帯構成の推移

世帯構成について、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移でみると「夫婦のみの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下で「単身世帯」の割合が高くなっています。



(5) ひとり親家庭の状況(20歳未満のこどもがいる世帯)

本市の 20 歳未満のこどもがいるひとり親家庭は、令和 2 (2020) 年では 1,029 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

		平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家』	庭(合計)	1,093	1,147	1,029
	母子世帯数	952(87.1%)	1,009(88.0%)	929(90.3%)
	父子世帯数	141(12.9%)	138(12.0%)	100(9.7%)

資料:国勢調査

(6) 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦 世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【 高齢者世帯数の推移 】

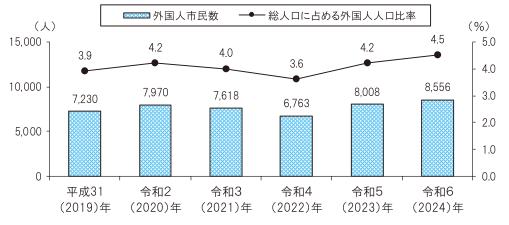
		平成 27(2015)年	令和2(2	増減率 (%)	
		世帯数	構成比(%)	世帯数		構成比(%)
総世	· 上带数	84,675	100.0	89,988	100.0	6.3
65歳以上の高齢者のいる世帯		26,450	31.2	28,311	31.5	7.0
	高齢者単身世帯	6,518	7.7	7,449	8.3	14.3
	高齢者夫婦世帯	7,462	8.8	8,671	9.6	16.2
	高齢者同居世帯	12,470	14.7	12,191	13.5	-2.2

資料:国勢調査

(7) 外国人市民数の推移

本市の外国人市民数は、令和3 (2021) 年~4 (2022) 年に一時減少しましたが、長期的には増加で推移しており、令和6 (2024) 年3月現在8,556人と、近年では最多となっています。また、総人口に占める外国人の人口比率も増加で推移しています。

【 外国人市民数の推移 】



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

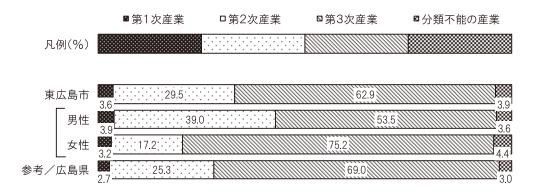
2 仕事と暮らし

(1) 産業別就業者構成比

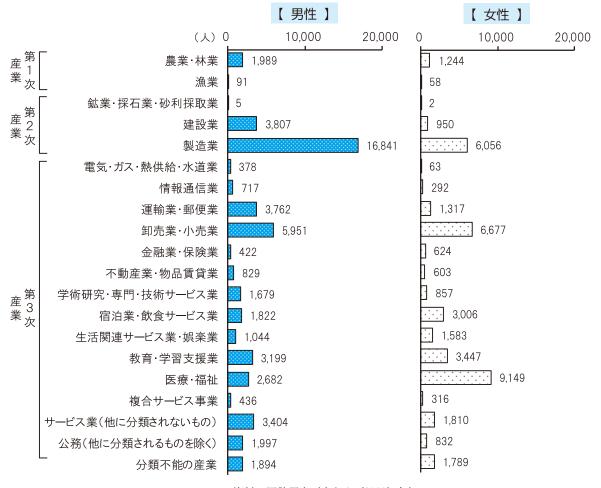
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が3.6%、第2次産業が29.5%、第3次産業が62.9%となっています。広島県全体と比べ、第2次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に 比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



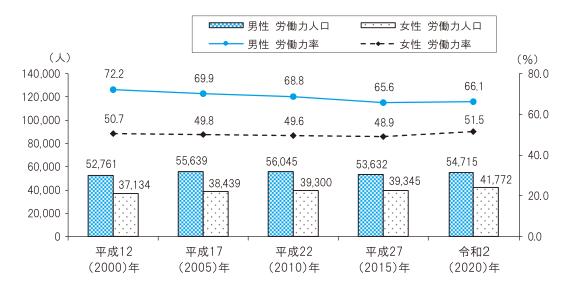
【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



(2) 就労状況

本市の 15 歳以上の労働力人口をみると、女性は緩やかな増加で推移しています。労働力率は、男女共に減少傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年は増加に転じています。

【 労働力人口・労働力率の推移 】

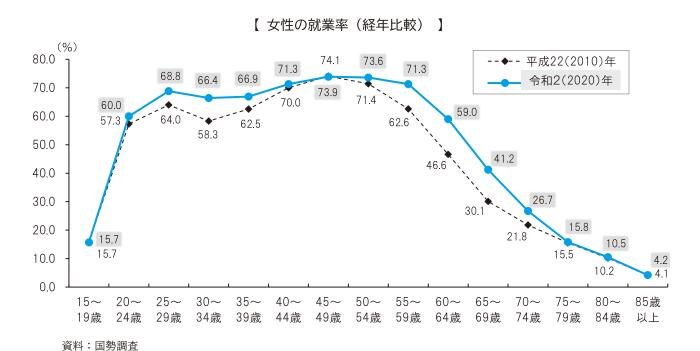


注:平成12(2000)年は合併前の労働力人口を合算

資料: 国勢調査

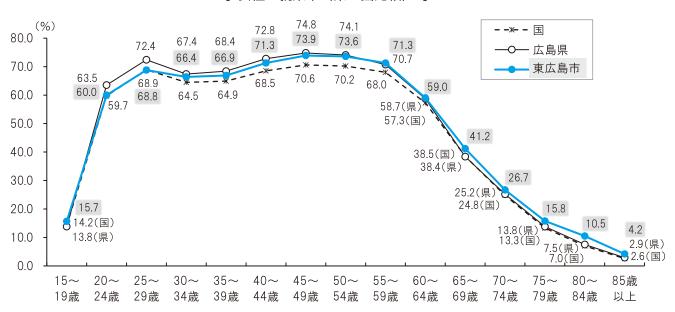
(3) 就業率

令和2 (2020) 年における本市の女性の就業率をみると、平成22 (2010) 年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚してこどもができても働き続ける女性が増えています。また、平成22 (2010) 年では、30 代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ*」の状況がみられましたが、令和2 (2020) 年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。



本市の女性の就業率は、おおむね国の平均を上回っています。

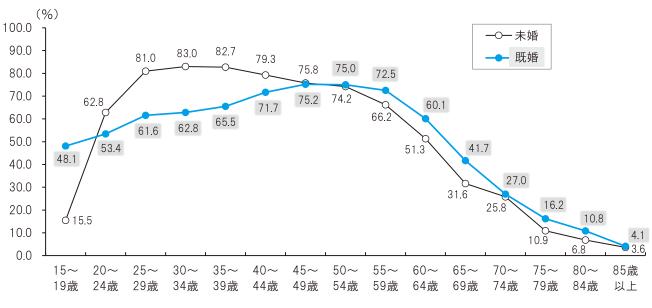
【女性の就業率(県・国比較)】



[※] 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別でみると、20~40 代では既婚者の就業率は未婚者を大きく下回っていますが、50 歳を超えると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。

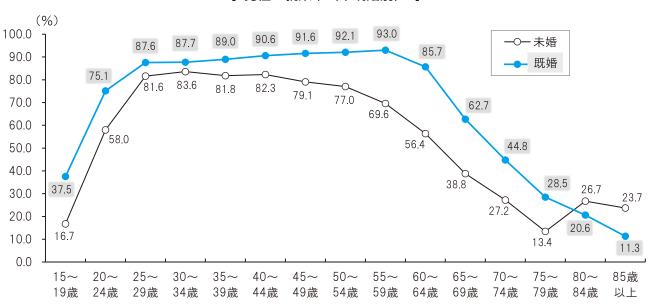
【 女性の就業率(未既婚別) 】



資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

男性の就業率を未既婚別でみると、特に50代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

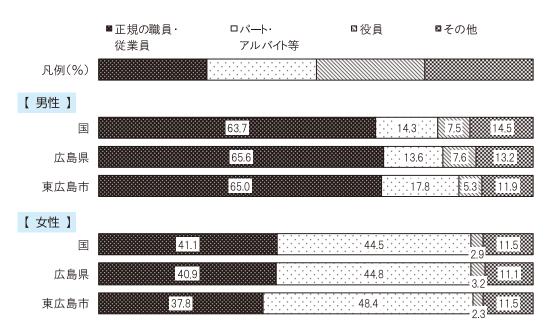
【 男性の就業率(未既婚別)



(4) 雇用形態別雇用者数の構成比

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2 (2020) 年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が65.0%、女性が37.8%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方、「パート・アルバイト等(派遣社員を含む)」の割合は、男性が17.8%、女性が48.4%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】

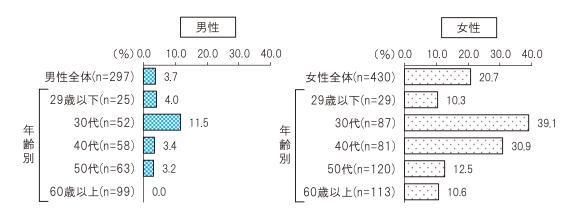


(5) 育児休業、介護休業の取得状況

育児休業の取得経験については「取得したことがある」人は14.2%となっており、男性 で 3.7%、女性で 20.7%となっています。年齢別では、男性の 30 代や女性の 30~40 代で 「取得したことがある」の割合が高くなっています。

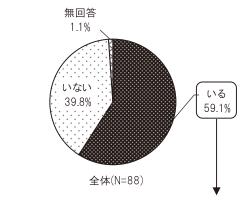
事業所調査結果では、育児休業を取得した男性従業員の割合は55.8%、女性従業員では 94.9%となっています。

【 育児休業を「取得したことがある」割合(市民) 】



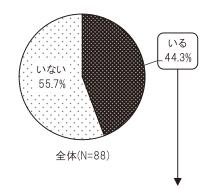
【 育児休業取得状況(事業所) 】

配偶者が出産した男性従業員

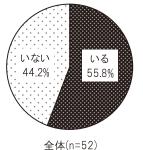


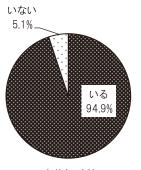
そのうち育児休業を取得した男性従業員

出産した女性従業員



そのうち育児休業を取得した女性従業員



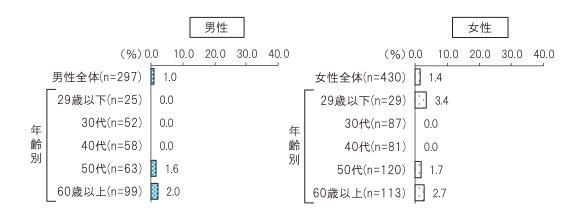


全体(n=39)

介護休業の取得経験については「取得したことがある」人は 1.5%と僅かであり、男性で 1.0%、女性で 1.4%となっています。年齢別では、女性の 29 歳以下や男女共に 50 代以上で「取得したことがある」人がやや多くみられるものの、数パーセントの割合です。

事業所調査結果では、介護休業を取得した男性従業員の割合は 11.4%、女性従業員では 9.1%となっています。

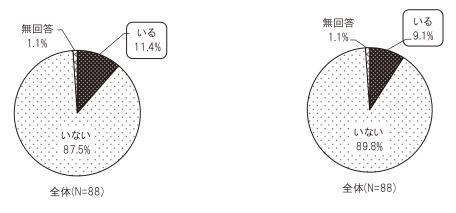
【 介護休業を「取得したことがある」割合(市民) 】



【介護休業取得状況(事業所)】

介護休業を取得した男性従業員

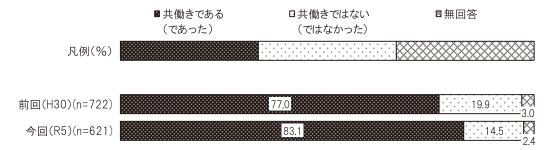
介護休業を取得した女性従業員



(6) 就労・働き方について

共働き世帯は8割を超え(83.1%)、前回調査結果から増加しています。

【 共働きの状況の変化(市民) 】



注:図中、平成30年度調査を「前回(H30)」、令和5年度調査を「今回(R5)」と 略記している。

資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

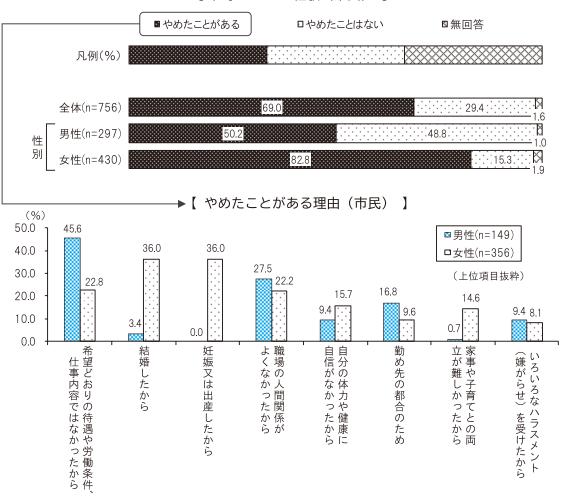
一方で「家事専業」の割合は大きく減少傾向にあります。

【「家事専業」の割合の変化(市民)】



注:図中、平成25年度調査を「前々回(H25)」、平成30年度調査を「前回(H30)」、令和5年度調査を「今回(R5)」と略記している。

仕事をやめた経験がある人は全体で約7割を占め、特に女性は男性を大きく上回っています。また、女性がやめた理由としては「結婚したから」「妊娠又は出産したから」「家事や子育てとの両立が難しかったから」などで、男性の割合を大きく上回っています。

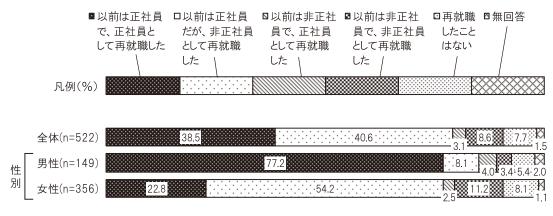


【仕事をやめた経験(市民)】

資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

再就職の経験については、男性は「正社員から正社員」、女性は「正社員から非正社員」 の割合がそれぞれ高く、性別による差が顕著にみられます。

【再就職の経験(市民)】



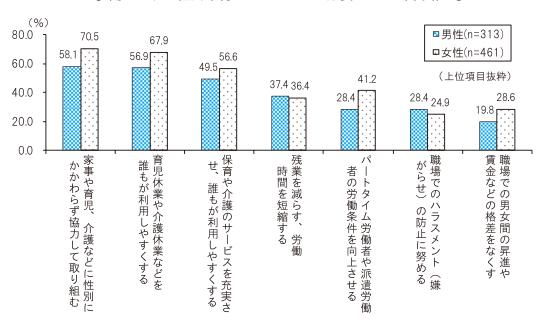
資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

(7) 働きやすい社会環境をつくるために必要だと思うこと

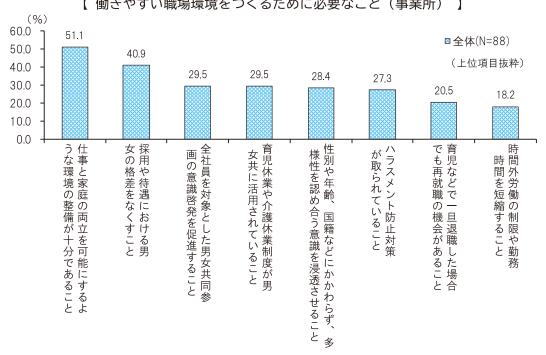
女性は男性に比べ「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」「育 児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする」「パートタイム労働者や派遣労働者の 労働条件を向上させる」などの割合が高いことが特徴です。

一方、事業所調査結果では「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分で あること」への回答が最も多く、次いで「採用や待遇における男女の格差をなくすこと」 などが続きます。

【 働きやすい社会環境をつくるために必要なこと(市民) 】



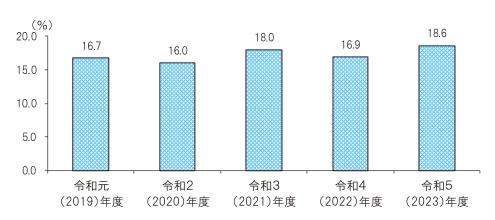
【 働きやすい職場環境をつくるために必要なこと (事業所) 1



(8) 指導的立場に占める女性の割合

広島県内の事業所における指導的立場に占める女性の割合をみると、令和 5 (2023) 年度は 18.6%と、おおむね横ばいで推移しています。

【 指導的立場に占める女性の割合(広島県) 】

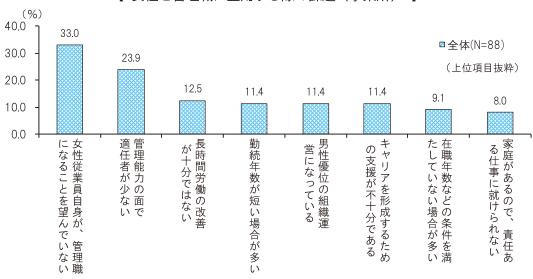


資料:広島県職場環境実態調査

(9) 女性を管理職に登用する際の課題

女性を管理職に登用する際の課題については「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」への回答が最も多く、次いで「管理能力の面で適任者が少ない」「長時間労働の改善が十分ではない」などが続き、女性自身の意識を注視する事業所が多くなっています。

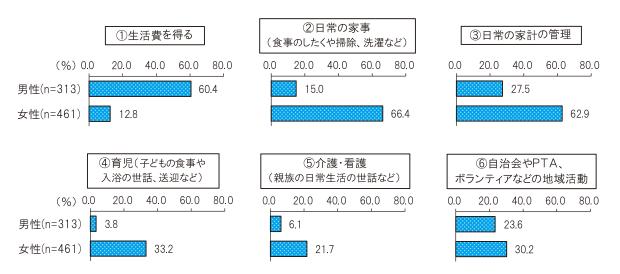
【 女性を管理職に登用する際の課題(事業所) 】



(10) 家庭内での仕事の分担

男性は女性に比べ「①生活費を得る」で「主に自分」の割合が高く、女性は「②日常の家事」「③日常の家計の管理」「④育児」「⑤介護・看護」で「主に自分」の割合が男性を大きく上回っており、女性の家事等への負担が大きい現状がうかがえます。

【 家庭内での「主に自分」の仕事の割合(市民) 】

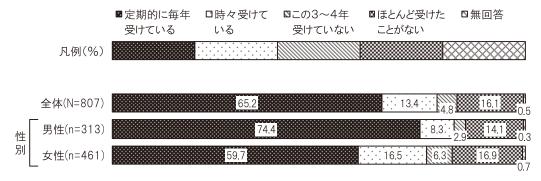


資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

(11) 健康診断やがん検診の受診状況

健康診断やがん検診の受診状況については「定期的に毎年受けている」の割合が 65.2% と最も高く「ほとんど受けたことがない」人は 16.1%となっています。「定期的に毎年受けている」人は、男性が女性を大きく上回っています。

【 健康診断やがん検診の受診状況(市民) 】



(12) 女性の参画の状況

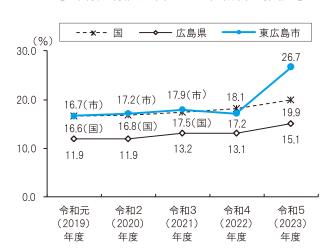
本市における審議会委員に占める女性委員割合をみると、令和3 (2021) 年度までは国 や広島県の平均を上回って推移していましたが、令和4 (2022) 年度以降は、国や広島県 の平均を下回っています。

市職員管理職及び市議会議員に占める女性割合は、広島県の平均を上回って推移しており、防災会議委員に占める女性割合は、国の平均を下回って推移しています。

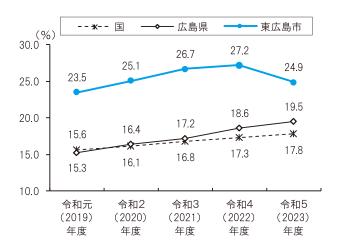
【 審議会委員に占める女性委員割合の推移 】

(%) 35.0 -東広島市 --*-- 国 - 広島県 32.8 31.3 30.7 30.1 29.5 30.0 28.7 - - X 29.1*****-28.4 - *****-28.2 27.3 27.8 27.7 27.0 26.7 25.0 26.5 20.0 令和元 令和2 令和3 令和4 令和5 (2019)(2020)(2021)(2022)(2023)年度 年度 年度 年度 年度

【 市議会議員に占める女性割合の推移 】



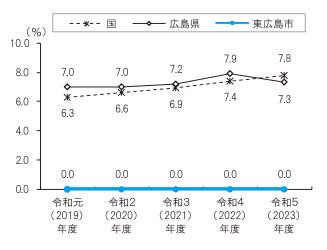
【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】

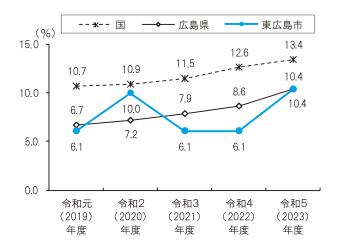


資料: 内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ(各年度4月1日現在) (「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在)

【 自治会長に占める女性割合の推移 】

【 防災会議委員に占める女性割合の推移 】





資料:内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ(各年度4月1日現在)

【 広島県内の審議会委員及び市職員管理職に占める女性の割合 】

	審議会委員				職員管理職	
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職割合(%)
広島市	1,261	406	32.2	639	107	16.7
呉市	677	168	24.8	235	29	12.3
竹原市	393	125	31.8	28	5	17.9
三原市	598	175	29.3	89	22	24.7
尾道市	561	167	29.8	139	31	22.3
福山市	768	203	26.4	327	63	19.3
府中市	296	70	23.6	65	14	21.5
三次市	352	99	28.1	75	22	29.3
庄原市	299	62	20.7	60	8	13.3
大竹市	277	56	20.2	56	9	16.1
東広島市	739	205	27.7	193	48	24.9
廿日市市	560	132	23.6	139	33	23.7
安芸高田市	359	128	35.7	47	10	21.3
江田島市	324	79	24.4	49	12	24.5
広島県市町平均	-	-	28.2	-	-	19.5
全国市区町村平均	-	_	30.1	_	_	17.8

資料:内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ(令和5(2023)年度4月1日現在)

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題*

- 中小企業では育児休業や労働時間短縮等の働き方改革の対策が不十分
- 働き方にゆとりを持たせた職場環境を用意できる企業は、まだまだ少ない現状であり、 対応できる職種にも限りがある。
- 男女共に育児休業や介護休業を利用しやすくできる職場環境や働き方改革が必要である。
- 子育ても介護も女性に偏る風潮が根強い。特に女性は、介護のために職を離れたり、働き方を変えたりしなければならない状況になりがちである。
- 乳児など低年齢児は認定こども園に入りにくい。保育所など教育・保育の施設数が少ない。
- 職場における、女性活躍の風土の醸成が不十分である。職場の慣習は変えにくい。上司 や親世代、定年後の世代の理解が追い付いてない。
- 性別ではなくタスクで評価をする仕組みができていない。
- 防災分野での男女共同参画は急務であるが、自主防災組織などは男性が中心であり、女性が参画できる環境づくりが必要である。
 - ※「東広島市 男女共同参画に関する関係団体調査」における「分野別問題点や課題」より、回答を抜粋して掲載しています。(回答者の意図を変えない範囲で一部文章を手直ししている場合があります。)以下同様

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

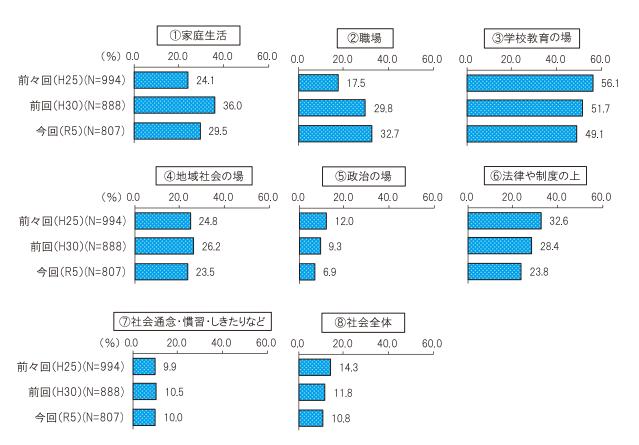
- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、事業所等に対する啓発活動の充実が必要です。
- 事業所等に対して、再雇用や再就職支援、長時間労働の是正や柔軟な働き方ができる環境の整備など、仕事と家庭の両立に向けた取組を継続的に促進していくことが必要です。また、職場において活躍を望む女性を阻む様々な要因の排除に向けた情報提供や啓発活動が必要です。
- 誰もが働きやすい社会環境をつくるためには、性別にかかわらず家族で家事等に協力 して取り組めるよう、継続的に意識啓発をしていくことが必要です。
- 多様な働き方や暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発する講座等の開催をはじめ、子育てや介護サービスの充実など、社会全体としてワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指す取組が必要です。
- ●健康診断やがん検診の受診率の向上施策をはじめ、健康づくりや地域活動に関する情報を、多様な伝達手段を活用して分かりやすく発信するとともに、誰もが参加しやすい活動の提案や住民同士の声掛けの促進など「きっかけづくり」を検討し、地域活動を促進していくことが必要です。
- 女性の活躍の場の拡大に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消の促進が必要です。特に議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、男女共同参画に関する継続的な啓発活動の取組が必要です。

3 男女の平等感

(1) 男女の平等意識

男女の平等意識を時系列でみると「平等」の割合は「②職場」で増加していますが、このほかの項目では減少しています。特に「⑤政治の場」「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」「⑧社会全体」は、元々の平等意識が低く、さらに低下がみられます。

【 「平等」の割合(市民) 】

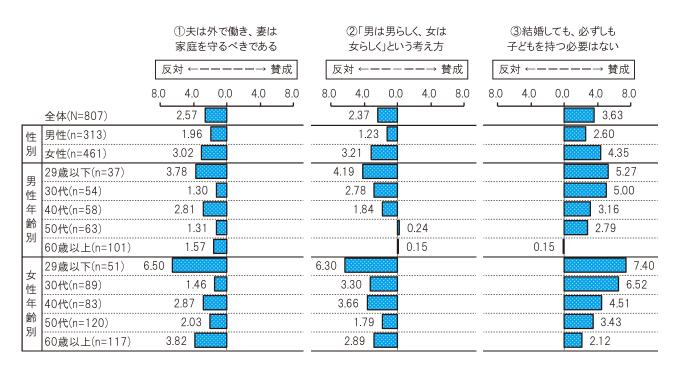


注:図中、平成25年度調査を「前々回(H25)」、平成30年度調査を「前回(H30)」、 令和5年度調査を「今回(R5)」と略記している。

(2) 家庭生活と男女の役割について

「男は男らしく、女は女らしく」という考えについては、男性は年齢が上がるほど「そう思う」と回答した人が多くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」という考えについては、男女共に年齢が上がるほど賛成意識が低い傾向にあり、性別や年齢によって意識の差が大きいことが分かります。

【 家庭生活と男女の役割について(市民) 】

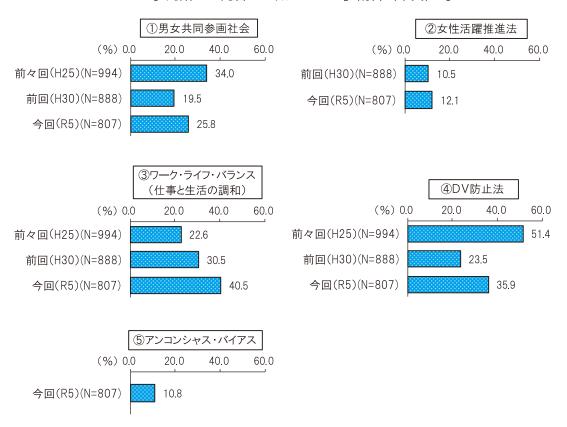


注:図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した 値のこと。

(3) 男女共同参画に関する用語の認知状況について

男女共同参画に関する用語を「内容まで知っている」割合について、特に「③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」が前々回調査から増加傾向にある一方で「②女性活躍推進法」については、大きな変化がみられない状況です。

【 用語を「内容まで知っている」割合(市民) 】



注1:図中、平成25年度調査を「前々回(H25)」、平成30年度調査を「前回(H30)」、

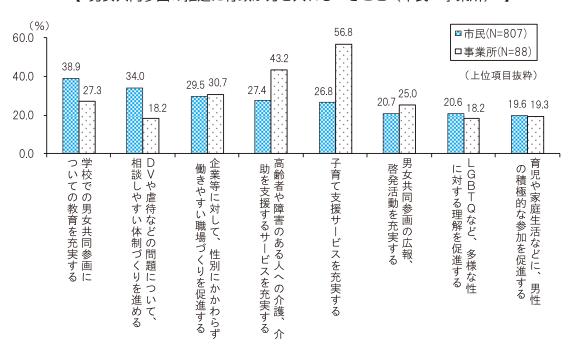
令和5年度調査を「今回(R5)」と略記している。 注2:前々回調査では「②女性活躍推進法」の項目はない。

注3:前回及び前々回調査では「⑤アンコンシャス・バイアス」の項目はない。

(4) 男女共同参画の推進にあたって行政が力を入れるべきこと

事業所調査結果では、特に「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障害のある人への介護、介助を支援するサービスを充実する」が市民意識調査を大きく上回っており、市民意識調査では「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」などの割合が事業所調査に比べ高くなっています。

【 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと(市民・事業所) 】



資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 若い世代の理解は一定程度得られているが、立場が上の人や年配の男性の理解が必要であると感じる。
- 高齢者の意識の中に固定的な性別役割分担意識が根強い。そのような高齢世代が、社会 や組織の上層部にいる。
- 人権やジェンダー平等については、日本の伝統的な文化や社会が大きく影響しており、 若い世代でも無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は存在する。
- 今の若い世代の人は「男は仕事、女は家事」というよりも、むしろ「共稼ぎ」が多いのではないか。
- 男女共同参画については様々なセミナーやイベントが実施されているが、実施者や講師、参加者は女性が多く、男性側の声の反映や男性の参加が少ない。
- 70 代以上の研修会やセミナーへの参加の促進が必要だと思う。
- どのようなセミナーがあるのかよく知られていない。
- 親しみやすい内容でないと集まってくれない。

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

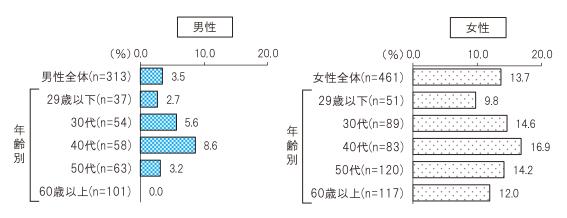
- 国や県等の男女共同参画に関する情報収集と、幅広い世代の市民への情報提供の充実をはじめ、多様な手段や機会を活用して男女共同参画に対する理解を促進するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、効果的な啓発の推進が必要です。
- ○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は、依然として根強く、年齢による差が顕著となっていることから、男女共同参画に関して、年齢など属性に応じた効果的、継続的な意識啓発への取組が必要です。

4 ドメスティック・バイオレンス(DV)やハラスメントに関すること

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) の経験と相談状況

ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害割合は、特に 40 代の女性で多くなっています。

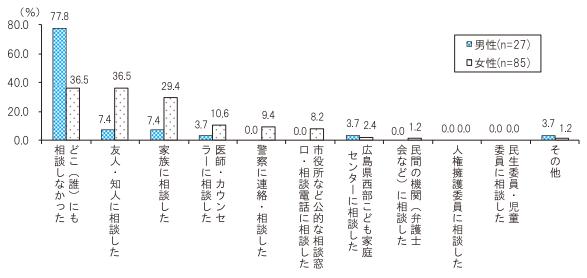
【 DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合(市民) 】



資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

DV経験者における相談状況については、男性は「どこ(誰)にも相談しなかった」人が女性を大きく上回っていますが、女性は男性に比べ「友人・知人に相談した」「家族に相談した」への回答が男性を大きく上回っており、性別による差が顕著です。

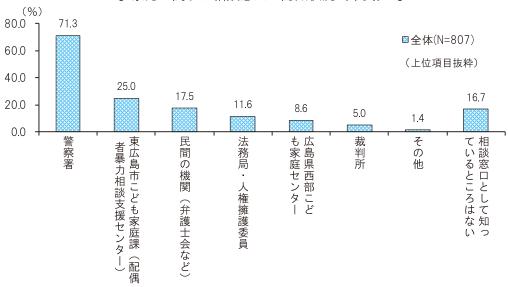
【 DV経験者の相談状況(市民) 】



(2)暴力に対する相談窓口の認知状況

暴力に関する相談窓口の認知割合については「警察署」が最も高く、次いで「東広島市 こども家庭課(配偶者暴力相談支援センター)」などの順となっていますが「相談窓口と して知っているところはない」が2割近くみられました。



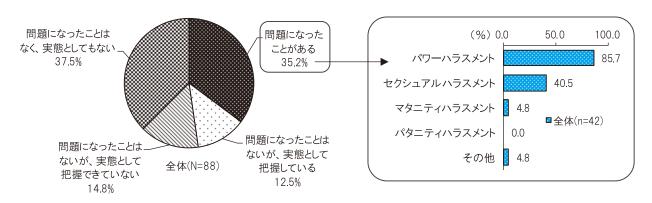


資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

(3) ハラスメントの現状について

ハラスメントについて「問題になったことがある」がおよそ3事業所に1件の割合でとなっています。問題となったハラスメントの種類は「パワーハラスメント(パワハラ)」が 突出して最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント(セクハラ)」が続きます。

【 ハラスメントについて問題になったこと(事業所) 】



関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 相談等に対応する専門家の不足、加害者側への対応、支援についての周知が不足している。
- 令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたため、複合的な問題を抱えた被害者の支援を、市としてどのように取り組むのか、明らかにしていくべきだと思う。
- 問題が家庭や人間関係の内部にあり、表面化しにくく、支援が行き届かない場合があ る。
- DVや共同親権に基づく申し出ができない人が多い。申し出た場合に、我が身への不利 益を考えて不安に陥る。

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

- ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- 自身が受けた被害について、専門機関に相談した人が少ないことから、相談窓口の周知を図り、適切な支援につなぐことができるよう、市民への啓発と関係機関との連携の強化が必要です。
- 各種ハラスメントについて、どのような言動が該当するのかなど、認知の拡大に向けた 啓発活動の充実が必要です。

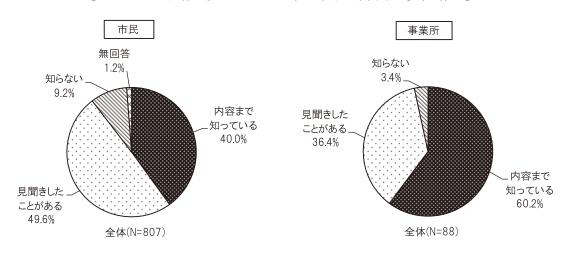
5 性の多様性に関すること

(1) LGBTQの認知状況

市民意識調査結果では、LGBTQの認知については「内容まで知っている」が40.0%、「見聞きしたことがある」が49.6%、「知らない」が9.2%となっており、用語については市民に浸透している現状がうかがえます。

一方、事業所調査では「内容まで知っている」が 60.2%、「見聞きしたことがある」が 36.4%となっており「内容まで知っている」割合は市民意識調査の結果を大きく上回って います。

【 LGBTQ(性的マイノリティ)の認知(市民・事業所) 】



資料:東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査(令和6(2024)年3月)

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 他所のこと、他人事と受け止める人がまだ多いのではないか。
- LGBTQの人々に対する基本的な理解度(言葉の意味、ジェンダーや性的指向性に関する考え方、配慮すべきポイントなど)が一般的に低いと思う。LGBTQに対しての誤解や偏見が根強い。

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

■ 「LGBTQ」をはじめ「東広島市パートナーシップ宣誓制度」といった用語や性の多様性に関して、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市の広報紙やホームページをはじめ、生涯学習の場の活用などにより、幅広い年齢層に対して周知活動を充実し、用語の意味のみならず、社会的背景なども含めて、より正しい理解を促進する必要があります。

6 前期計画における施策目標の達成状況

			策定時**	目標値	実績値
基本 目標	基本施策	施策目標の指標	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和5 (2023) 年度
I	(1) 人権尊重を踏まえ	① 「男は仕事、女は家事・ 育児」の考え方に反対す る人の割合	60.3%	80%以上	62.4%
・人づくり	た男女共同参画の意 識づくり	② 男女共同参画等に関す る講座・講演会の参加人 数	584 人	1,000 人 以上	1,134 人
6)	(2) 学びの場における 男女共同参画の推進	③ 男女共同参画等に関す る出前講座等の参加人 数	109 人	150 人 以上	30 人
	(1) 働く場における女 性の活躍推進	④ 「職場」において男女の 地位が平等だと思う人 の割合	29.8%	50% 以上	32.7%
		⑤ 働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」	61.5% (常勤職男女 の平均)	50% 以下 (常勤職男女 の平均)	59.0% (常勤職男女 の平均)
		⑥ 仕事と家庭の両立支援 登録企業数 (広島県事 業)	99 社	以下 (常勤職男女 の平均) (常勤職 の平均) 130 社 以上 128 社	128 社
環		⑦ ワーク・ライフ・バラン スに積極的に取り組ん でいる企業の割合		55% 以上	31.8%
環境づくり	(2) ワーク・ライフ・バ ランス (仕事と生活 の調和)の推進	⑧ 「地域社会」において男 女の地位が平等だと思 う人の割合	26.2%	26.2% 35% 以上	23.5%
		⑨ 市の審議会等に占める 女性委員の割合	31.3%	35% 以上	27.7%
		⑩ 女性委員のいない審議 会等	7	0	6
		① 市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	23.5%	30% 以上	24.9%

[※] 前期計画策定時(以下同様)

[【] 出典 】①④⑤⑧市民意識調査、②③⑥⑨⑩⑪庁内資料、⑦事業所調査

			策定時	目標値	実績値
基本 目標	基本施策	施策目標の指標	平成 30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和5 (2023) 年度
Ⅲ 安心づくり (2		② 健康診断やがん検診を 定期的に毎年受けてい る人の割合	61.6%	70% 以上	65.2%
	(1) 生涯を通じた男女	③ 子宮頸がん検診の受診率	18.9%	50%	18.5%
	の健康づくり	④ 乳がん検診の受診率	17.3%	50%	17.5%
		⑤ 初妊婦の妊娠・出産包括 支援事業の利用割合	50.5%	年度 年度 70% 以上 65.2% 50% 18.5%	
	(2)DV等あらゆる暴 力の根絶	® 配偶者や恋人の間で「平 手で打つ」「なぐるふり をしておどす」行為は暴 力だと認識する人の割 合	平手で打つ 77.6% なぐるふりを しておどす 71.5%	90%以上 なぐるふりを しておどす	86.9% なぐるふりを しておどす
) J V) (I) KING	⑦ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない人の割合	20.3%	90%以上 86.9% なぐるふりをしておどす しておどす 80%以上 80.8%	16.7%
	(3)共に支え合うまち づくり	⑧ 多文化共生事業参加者数	3,027 人	3,600 人	1,998 人
		⑩ 地域防災リーダーに占 める女性の割合	_	30%	16%

【 出典 】 ②⑥⑦市民意識調査、③④⑤⑧⑨庁内資料